

## 入札公告

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

令和8年1月30日

分任支出負担行為担当官  
日高南部森林管理署長 渡邊 淳一

### 1. 競争に付する事項

本件は、電子調達システム（以下「システム」という。）により行う。なお、システムによる入札によりがたい者は、発注者へ事前に届け出ることにより紙による入札（以下「紙入札」という）で参加できるものとする。

- (1) 事業名 えりも地区エゾシカ誘引捕獲森林被害緊急対策事業（管理型捕獲）
- (2) 事業内容 仕様書及び事業費明細表のとおり
- (3) 履行場所 日高南部森林管理署（えりも町字えりも岬3219林班ほか）
- (4) 契約日 落札決定の日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）
- (5) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月19日（金）まで

### 2. 入札参加資格

本事業の入札に参加できる者は、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 法人又は複数の法人の連合体であること。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

また、予決令第71条の規定に該当しない者であること。

- (3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「その他」においてA、B、CまたはDの等級に登録されており、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 複数の法人の連合体として入札に参加する場合は、当該連合体の構成員の全てが全省庁統一資格を有するとともに、構成員の全てが署名、押印した代表者選出届を添えて3(2)の申請を行い、これらの構成員がこの公告に係る発注案件に対して単体法人として入札を

行わないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年11月26日）9(2)に規定する手続をした者を除く。）でないこと。
- (6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道森林管理局長から「物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが連合体の代表者以外の構成員である場合を除く）。

①資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合  
(イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

②人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合  
(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

個人事業主又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）若しくは森林組合法（昭和53年法律第36号）等に基づき設立された法人等であって、上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (8) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(9) 本事業の実行体制

本事業の安全管理体制を確保するため、事業管理責任者1名を選任し、捕獲従事者及び作業従事者を業務量に応じて必要人数配置すること。なお、配置予定の事業管理責任者、捕獲従事者及び作業従事者は、常勤・非常勤を問わず、受託者が直接雇用する者であること。

①事業管理責任者

事業管理責任者は、本事業を適切に実施するため、安全管理体制の確保、捕獲従事者及び作業従事者への研修等を実施する責任者であり、事業全体を統括、監督する権限を有する者を指し、下記の要件を満たしていること。

(ア) 環境省等が実施する認定鳥獣捕獲事業者講習の安全管理講習及び技能知識講習を修了した者、または同等の講習を修了した者であること。

(イ) 捕獲手法に応じた狩猟免許を有していること。

(ウ) 救急救命講習を受講していること。

(エ) 本事業と同様の捕獲事業に従事した実績を有すること。

②捕獲従事者

捕獲従事者は、鳥獣の捕獲等に従事する者を指し、配置予定の下記の要件を満たしていること。

(ア) 環境省等が実施する認定鳥獣捕獲事業者講習の安全管理講習及び技能知識講習を修了した者、または同等の講習を修了した者であること。

(イ) 捕獲手法に応じた狩猟免許を有していること。

(ウ) 救急救命講習を受講していること。

③作業従事者

作業従事者は、車両の運転、記録、連絡、わなの見回り、給餌、捕獲個体の運搬等、鳥獣の捕獲等に付随する補助作業及び事務作業に従事する者を指す。

(10) 損害賠償保険及び従事者傷害保険への加入

本事業に従事する者は損害賠償保険及び従事者傷害保険へ加入していること。

①損害賠償保険

銃による捕獲の場合は1億円以上、わなによる捕獲の場合は3千万円以上とする。

②従事者傷害保険

死亡保険金1千万円以上とする。

(11) 以下に定める社会保険等への加入

①健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

②厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

③雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(12) 法人として当該事業と同様の捕獲（調査）方法による実績を有すること。

(13) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）に沿って、作業の安全対策に取り組んでいること（規範の内容に相当する既存の取組を含む）。

注：「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業者向け）」及び「農林水産業・食品作業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け 解説資料」は林野庁ホームページに掲載しております。

<https://www.rynya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkihan.html>

(14) 入札に関しては以下のとおりとする。

① システムにより入札する場合

令和8年2月24日（火）17時までに上記（3）の証明書類をシステムにより送信しておかなければならない。また、委任状がある場合は、証明書類と併せて送信するか、別途システムにより委任状を登録しておかなければならない。

## ② システムにより入札できない場合

本公告に記載された資格を有していると認められる上記（3）の証明書類及び別添「紙入札参加届」を令和8年2月24日（火）17時までに②に示す場所に提出しなければならない。また、委任状がある場合は、当日の入札開始時刻10分前までに②に示す場所に提出しなければならない。なお、委任状提出時に本人確認を行うことがある。

## 3. 競争参加資格の確認等

（1）本競争の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い申請書及び確認資料を提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

### （2）申請書及び確認資料の提出等

①受付期間：令和8年1月30日（金）から令和8年2月16日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の9時から17時まで（12時から13時までを除く。）

②受付場所：〒056-0004

日高郡新ひだか町静内緑町5丁目6番5号

日高南部森林管理署 総務グループ（経理担当）

電話 0146-42-1615

③提出部数：1部

④提出方法：申請書及び確認資料は、入札説明書に示す様式により作成し、入札に参加を希望する者の代表者又はそれに代わる者がシステム又は②の場所に持参および郵便により提出するものとする。なお、郵便による場合は、②の場所に令和8年2月16日（月）17時必着とする。

（3）（2）に規定する期限までに申請書及び確認資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認めた者は本競争に参加することができない。なお、競争参加資格の有無については、令和8年2月18日（水）までに連絡する。

## 4. 契約条項を掲載する場所及び日時

（1）掲載場所 北海道森林管理局のホームページ及びシステム上の入札公告の仕様書等

（2）日 時 令和8年1月30日（金）8時30分

～令和8年2月16日（月）15時00分

※入札心得については、北海道森林管理局のホームページ上の次の場所に掲載しています。

[『北海道森林管理局ホームページ>公売・入札情報>競争参加資格関係・入札参加者への注意事項等>北海道森林管理局競争契約入札心得』](#)

## 5. 仕様書等に対する質問

（1）仕様書等に対する質問がある場合においては、次により書面又はシステムにより提出する

こと。

①受領期限

令和8年1月30日（金）から令和8年2月17日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の9時から17時まで（12時から13時までを除く。）

②提出場所

3の（2）の②に同じ

③提出方法

書面の持参、システム、又は郵送による。郵送による場合は、受領期限必着とする。

（2）（1）の質問に対する回答は、令和8年2月19日（木）までに適宜、北海道森林管理局のホームページに掲載する方法により公表する。

## 6. 現場説明

現場説明は行わない。

## 7. 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

（1）システムにより入札する場合

入札開始日：令和8年2月19日（木）9時00分

入札締切：令和8年2月25日（水）15時00分

締切後直ちに開札する。

（2）紙入札により入札する場合

場所：日高南部森林管理署会議室

住所：日高郡新ひだか町静内緑町5丁目6番5号

日時：令和8年2月25日（水）15時00分入札開始。

締切後直ちに開札する。

（3）郵便により入札する場合

郵便入札を認める。郵便により入札を行う場合は、以下の日時、送付先に入札書が到着するよう、郵便（書留郵便に限る）で差し出すこと。

ただし、再度の入札を引き続き行う場合には、郵便により参加した者は再度の入札には参加できません。

日時：令和8年2月24日（火）17時まで

送付先：〒056-0004 日高郡新ひだか町静内緑町5丁目6番5号

日高南部森林管理署 総務グループ（経理担当）

※郵便による入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開札、（物件番号・調達案件名）の入札書在中」と記した上で外封筒に入れて投函すること。

また、外封筒の封皮にも「何月何日開札、（物件番号・調達案件名）の入札書在中」と記すこ

と。

※本公告等に記載された資格等を満たしていると認められる証明書類等を同時に提出する場合は外封筒に同封すること。

## 8. その他

### (1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

### (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 免除

### (3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は確認資料等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。

### (4) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (5) 契約書作成の要否 要

### (6) 概算払 概算払は行わない。

### (7) 前金払 前金払は行わない。

### (8) 関連情報を入手するための照会窓口は、3の(2)のイに同じ。

### (9) 本公告に記載のない事項については、仕様書、北海道森林管理局競争契約入札心得及契約書（案）による。

### (10) システムによる手続き開始後の紙入札方式への途中変更は、原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更することができるものとする。

### (11) システムに障害等のやむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

※「電子調達システム」については、北海道森林管理局のホームページを参照願います。  
[https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiri/denshi\\_chotatsu.html](https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiri/denshi_chotatsu.html)

### (12) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取組むよう努めること。

## お知らせ

| 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持 規程（平成1

9年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀 保持対策を実施しています。詳しくは、下記をご覧ください。

『北海道森林管理局ホームページ>公売・入札情報>発注者綱紀保持対策』

(<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiyaku/contract.html>)

- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます